

高次脳機能障害者の

親族後見人ガイドブック

～太郎さんと一郎さんのストーリー～



I 成年後見制度の概要

成年後見制度には、大きく分けて法定後見と任意後見があります。このガイドブックでは、法定後見について説明していきます。この法定後見も、さらに、成年後見(後見)、保佐、補助に分かれます。ここでは、この法定後見の3つのしくみについてみていくことにします。

私たちは、社会生活を送るうえで、さまざまな**契約**を結んでいます。たとえば、買い物をする事やお店で食事をする事も、契約によって成り立っています。この契約についてのルールは法律で定められています。その一つに、契約を結ぶときには、その契約を結んだら自分はどのような利益を得ることができ、どのような義務を負うことになるのかという判断をすることができるだけの**判断能力**が必要になる、ということがあります。この判断能力がない場合、その契約は無効となります。

この判断能力がない人として、たとえば未成年者が法律(民法)によって定められています。また、成人となった人でも、精神上的の障害によって、判断能力が不十分な人がいます。

こういった人たちは、判断能力がないのであれば、生活に必要な契約が結べないこととなります。しかし、それでは社会の中で生活をしていくことができなくなってしまうので、それを補うことで、判断能力の不十分な人を支援するのが、**成年後見制度**です。

《表》成年後見制度には3つの類型があります

	判断能力の程度のイメージ		支援する人	支援される人
補助	不十分	重要な財産行為(不動産の売買など)について、自分でできるかもしれないが、誰かにやってもらったほうがよい。	補助人	被補助人
保佐	著しく不十分	日常の買い物は自分でできるが、重要な財産行為(不動産の売買など)については自分でできない。	保佐人	被保佐人
後見	ない	日常の買い物も自分でできず、誰かに代わってやってもらう必要がある。	成年後見人	成年被後見人

★成年後見制度の種類と内容

この成年後見制度(法定後見制度)は、表のとおり、本人の判断能力の程度に応じて、さらに「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つに分かれます。後見人には、本人の親族、法律・福祉の専門家などの第三者、法人などが選ばれます。後見人を複数選ぶことも可能です。また、後見人を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

★成年後見人等の役割

後見人は、常に本人の利益を考えながら、本人の立場に立って本人を支援するという役割を負います。

成年後見人が行う支援の方法として、成年後見制度の3つの類型のうち、後見類型の場合、代理と取消しがあります。

代理とは、判断能力が十分でない本人に代わって契約を結ぶことです。

取消しとは、本人がした契約を後見人が取り消すことです。これによって、たとえば悪質商法の被害にあったときなどは、成年後見人は契約を取り消し、被害を取り戻すことができます。もちろん、必要な場合にのみ取り消せばよいのであって、すべての契約を取り消すというものではありません。

保佐や補助の場合は、本人が保佐人または補助人の同意を得ないでした一定の範囲の行為について、取り消すことができます。

後見人が本人に代わってこれらの行為を行う場合には、本人の意思を確認し、できる限りその意思を実現するように努めることになります。

なお、後見人の職務は、あくまで、契約の場面で本人の判断能力を補うことです。したがって、食事の世話や介護などを実際に行うこと(これを事実行為といいます)は、後見人の職務には含まれていません。後見人の仕事は、こういった日常生活に必要なサービスなどを本人が利用できるように手配し、契約することなのです。また、本人の判断能力が回復して成年後見が必要でなくなったら利用をやめることができますし、代理や同意の内容も変えることができます。

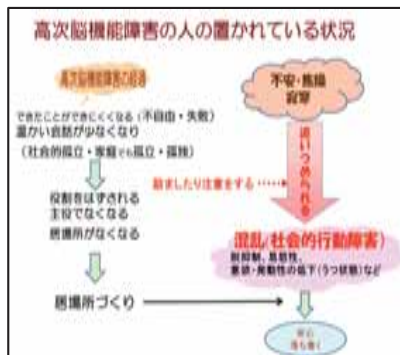
★成年後見制度を利用するには

成年後見制度を利用するには、**家庭裁判所に申立て**をすることが必要です。申立てをすることができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長等です。申立てを弁護士や司法書士に代理してもらうこともできます。

Ⅱ 高次脳機能障害の医療・リハビリの現状

高次脳機能障害は、脳が損傷するために生じるものですが、脳卒中や脳外傷などに遭うと、麻痺が起きたり言葉が話せなくなったりすること（失語）があり、それらが後遺症になって長く残ることもあります。そういう後遺症のある方には、身体障害者手帳などを取得することで福祉的な対応が可能です。

ところが、同じような病気になりながら、麻痺もなく言葉も話すことができ、見たところ元の状態に回復したように見えるのに、物覚えが悪く忘れっぽいとか、気が散りやすく計画的な生活ができない、またイライラしやすく怒りっぽいなどのために、健康だった頃の生活が困難になっている生活障害のある人たちが、実は数多くいることがわかってきました。



それどころか、そういう「見えない障害」

を持った人たちの多くは、病院を受診しても性格の問題だといわれ十分に診てもらえないために、福祉的な手立てがないこともわかってきました。

厚生労働省は2001年から高次脳機能障害支援モデル事業を行い、2004年には行政的診断基準を作り、脳損傷の結果、記憶障害や注意障害、遂行障害、社会的行動障害を持ち、生活障害がある場合を「高次脳機能障害」と定義しました。そして、**精神保健福祉手帳**を取得すれば福祉的対応も可能になったのです（図：手帳制度）。

行政的定義はなされたものの、「見えない障害」としての高次脳機能障害に対する



医療・リハビリは、いまだ不十分なままです。実際の医療・リハビリの流れは、脳外傷や脳卒中などを発症すると、まず脳外科や脳神経内科などで救命救急など急性期医療が行われます。その後回復期に入ってリハビリ医療につながりますが、麻痺や失語に対する身体リハビリが中心であり、記憶障害

などの高次脳機能障害に対する認知リハビリは不十分なまま、約半年のリハビリの期間を過ぎると退院となり、多くの場合に治療は終了となります。高次脳機能障害により生活障害が顕在化するはその後の場合が多いのですが、そのときになって対応できる医療機関・サービスは極めて限られたものになります。

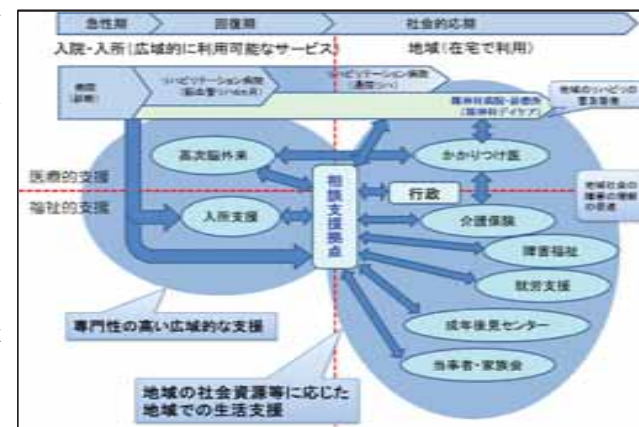
脳には可塑性があり、何年もかかって改善するという事例は少なくありません。しかし、実際の医療・リハビリは、それに対応するしくみが乏しいのです。そういう中で注目されるのは、高次脳機能障害に特化したデイケアです。医療保険上は精神科デイケアとして行われますが、時間制限がなく認知リハビリを行うことができますが、残念ながらまだ数が少ないのが現状です。

高次脳機能障害に対して、適切なリハビリを受けるためには、正確な診断(高次脳機能障害の評価)を受けることが必要となります。そのためには、MRIやCT等の脳画像の診断や神経心理学的検査が進められる医療機関がよいでしょう。

また、前に説明したように、高次脳機能障害のリハビリには時間がかかります。その内容も、医学的リハビリから、生活支援や職業・就労支援など広く社会生活全般にわたります。かかわる職種も医師、心理専門職、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、看護師、医療ソーシャルワーカー、高次脳機能障害支援コーディネーター等の幅広いものとなり、かかわる機関も病院だけでなく、障害福祉や介護保険サービスや、教育・就労に関する機関等と多岐にわたります。

突然の事故や病気のため、できたことができにくくなり、不安や焦燥、孤独感が増す本人の心を支え、追いつめられることなく安心して落ち着いて長期間にわたる

リハビリを可能とするためにも、医療・福祉・就労等の機関が連携し、長期のきめの細かいサービスが提供できるようなリハビリシステムを構築することが必要となります。



Ⅲ ストーリー1

〈交通事故で高次脳機能障害に！〉 ⇒8ページへ！

【登場人物】

- 佐藤太郎さん（本人、25歳で交通事故により受傷）
- 佐藤和夫さん（父、56歳）
- 佐藤良子さん（母、54歳）
- 田中さん（医療ソーシャルワーカー：MSW）
- 小川さん（家族会の代表）
- 山本さん（司法書士）



Ⅳ ストーリー2

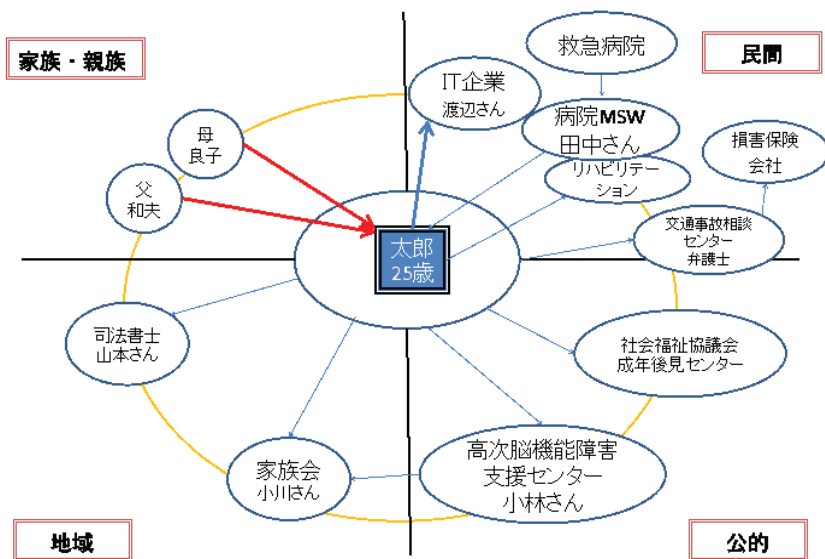
〈脳血管障害で高次脳機能障害に！〉 ⇒24ページへ！

【登場人物】

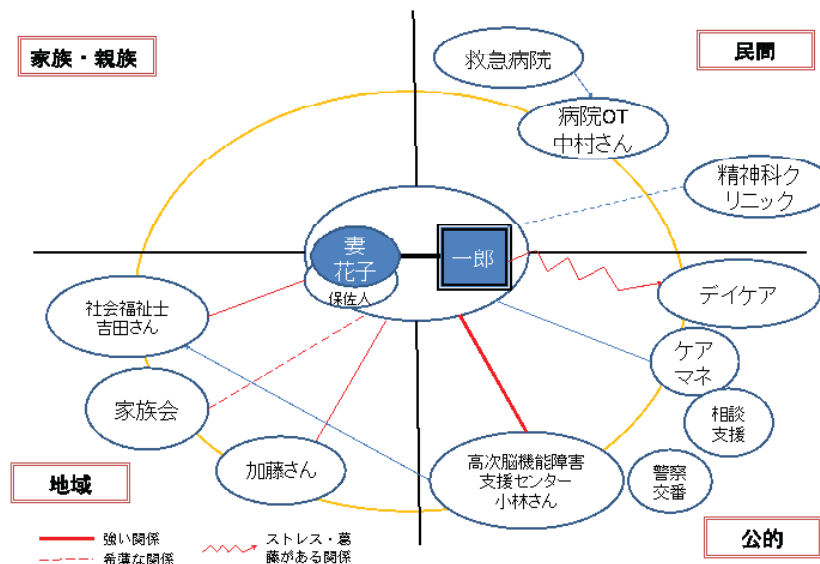
- 山本一郎さん（本人、55歳）
- 山本花子さん（妻、55歳）
- 中村さん（作業療法士：OT）
- 小林さん（高次脳機能障害支援コーディネーター）
- 加藤さん（一郎さんの学生時代の友人）
- 吉田さん（社会福祉士）



《エコマップ》ストーリー1



《エコマップ》ストーリー2



【エコマップとは…】 本人・家族を取り巻く関係者や関係機関を表す図

【MSWとは…】 病院愛で生活や福祉についての相談を受ける専門職

ストーリー1 <交通事故で高次脳機能障害に！>

< エピソード 1 >

太郎は、大学を卒業して、IT企業に勤めていました。ちょうど1年前、横断歩道を歩いていたところを前方不注意の乗用車にはねられ、頭を強く打ち、病院に救急搬送されました。

意識が戻るのに1週間かかりましたが、危機的な状況を脱したため、救急病院から今の病院に転院しました。診断名は「びまん性軸索損傷」でした。後遺症が残るかもしれないと医師から説明を受けました。リハビリのために約6カ月間この病院に入院し、**高次脳機能障害**と診断されました。身体のほうはすっかり良くなったので退院し、その後は、自宅から通院しています。

退院前に、**医療ソーシャルワーカー**の田中さんに呼ばれて、「もしものことがあるので、**高次脳機能障害支援センター**を訪ねるといいですよ」と紹介されました。しかし、体調が良くなったので行かなくていいだろうと思っていました。

ところが、自宅に帰った安心感からか、太郎は夜遅くまでテレビを観ていて、朝、なかなか起きられないことが多くなってきました。何度注意しても、「わかっている」と言うだけで、いっこうに改善しようとしません。

早朝から友達と約束があるにもかかわらず、遅くまで起きていて、朝起きられないばかりか、その約束までも忘れていたということがありました。

几帳面だった太郎の変わりように、和夫も良子も戸惑うばかりです。

もしや……と思って、高次脳機能障害支援センターに電話をかけて話をすると、「それは高次脳機能障害からくる症状かもしれません。一度お越しいただければ、もっと詳しくお話しします」ということだったので、和夫と良子は、高次脳機能障害支援センターを訪問することにしました。いろいろなアドバイスをもらうことができ、大変だとは思いつつも、少し安心することができました。また、**家族会**というものがあることも教えてもらい、家族会「ポジティブ」代表の小川さんにさっそく連絡をとってみることにしました。



< 説明します！ >

事故や病気で脳に傷がついたために、その後遺症として認知面の障害が残ることがあります。これを**高次脳機能障害**といいます。高次脳機能障害とは、記憶力や注意力、遂行機能が低下したり、社会的な行動がスムーズにできなくなる障害です。

この障害は、太郎さんのように、病院では現れなかった症状が、脳の回復とともに、また生活という場で見えてくることもあります。はじめは単なる思い過ごし、そのうちよくなる、と思う家族がほとんどでしょう。しかし、そのうち「何か変」と気づき始めるのです。

本人は、自分の状態がわからない場合が多く、間違いを他人から指摘されると、「たまたまそうだった」「誰でもこのくらいのことはある」と言い訳をしたり、怒ったりすることがあります。

誰にでもありそうな、でも、ちょっと度が過ぎている、そして、以前とは性格が変わってしまったような感じが、まさに、**見えない障害**といわれるこの高次脳機能障害の特性のひとつです。

このような「何か変」な様子に気づいたら、入院していた病院、家族会や、専門の相談機関（各都道府県に1カ所以上あります。本書末尾にリンクを張っています）、市や町の障害福祉の窓口などに連絡してみましょう。

「何か変」な行動を、叱ったり、説得したりすることで、回復を妨げたり、本人が傷ついたりすることがあります。逆に、対応の仕方を工夫したり環境調整をしたりすることで、回復を助ける場合があります。早めに関係機関に連絡し、アドバイスをしてもらうことが大切です。

家族会は、同じような悩みを抱え、悩みと向き合ってきた方々の集まりです。本人と家族のあり方についてのノウハウや技法、心との向き合い方などについてアドバイスをしてくれるでしょう。

< 【支援のためのチェックポイント】 >

- 高次脳機能障害
- みえない障害
- 第三者への相談
- 高次脳機能障害支援センター

〈エピソード 2〉

小川「佐藤さん、いらっしゃい。ソーシャルワーカーの田中さんから話を聞きました。息子さんが……。本当にお気の毒に……。でも、高次脳機能障害は少しずつよくなっていくので、ポジティブにいきましょう。もちろん、できる範囲で」



和夫「ありがとうございます。退院してからの太郎は、以前とは違う人になったみたいで、私も妻も戸惑うばかりでした。田中さんにお話を聞いて、高次脳機能障害ということを知り、やっと状況がわかったような気がします。この家族会の皆さんは、同じような経験をされた方が集まっているんですね。これから、いろいろと教えていただければと思っています」

小川「そうですね。太郎さんも含めて、一緒にやっていきましょう。最初の頃は、太郎さんも、和夫さんも良子さんも大変だと思いますが、高次脳機能障害はリハビリをすることで回復していきますから、前向きに考えていきましょうね」

和夫「回復するということは田中さんからもお聞きしました。そのしくみについてはちょっと難しくわからないところもあったのですが……」

小川「そうですね。私もしっかりと理解できているわけではないので、リハビリの担当者に聞いてみるといいかもしれません。それから、自分たちだけでどうにかしようと思わずに、何かあったら、私でも、家族会のメンバーでも、田中さんでもいいですから、お話ししたり、相談したりしてください。大変なこともみんなで支え合えば乗り切れるものですよ。『ポジティブ』は、週に1回の定例会があるのと、そのほかにお花見とかピクニックといった臨時のイベントもありますし、高次脳機能障害についての講演会のお知らせなどもしています」

〈説明します！〉

退院された現時点では、ご家族も、ある程度の覚悟とともに、限らない不安を抱えていることでしょう。支援センターの担当者が家族会を紹介されたのも、適切な支援があれば緩やかな回復が望めるということ、太郎さんとご家族に知っていただき、希望をもってリハビリや日常生活に取り組んでほしいからだと思います。

ご家族の想いとして、早く回復してほしいと願うのは当然ですが、頑張りすぎると、太郎さんを追いつめるなどの二次障害の危険性もあります。頑張りすぎないように注意しながら、希望を持ち、前に進んでいくとよいでしょう。

リハビリを続けることは回復のためにとっても大切ですが、病識（病気である自覚）を持ってない、集中しにくい、飽きやすい等の傾向がある高次脳機能障害の方にはとても困難なこともあります。

人の脳には、欲求が満たされたとき、あるいは満たされることがわかったときに活性化し、その人に快感を与える神経系があります。また、動いた嬉しさとか、褒められたことなどがあると、脳内物質が出され、事前に行った運動を強化し学習します。リハビリをするときに、快感を得たり、褒められてやる気を出すことは、長期にわたるリハビリをしていくために、とても重要なことです。こういったしくみを知っておけば、普段から生活の中で意識して応用することもできるでしょう。

リハビリによって脳の機能が回復していくことは、高次脳機能障害の一つの特徴です。ただし、ここでいう「回復」とは、交通事故などによって損傷した神経細胞が新たに作り出されるということではありません。損傷された部位が本来もっていた機能を、現在の環境になんとか適応しようとして、他の脳の部分が少しずつ新たに手をつなぎあっていた結果、そこに新しい神経ネットワークが再構築されていくのです。高次脳機能障害者の生活を支えていくということは、本人の回復も見据えた取組みもしていくことにつながります。それが、本人の**生活の質（QOL）**を高めることになるでしょう。そのためには、あまり馴染みのなかった様々な知識を吸収していく必要も出てきます。そのためには、家族会の存在が重要です。

〓 【高次脳機能障害者の支援のためのチェックポイント】 〓
〓 □リハビリ □回復の可能性 □生活の質（QOL） 〓

〈エピソード 3〉

良子「来週から太郎といっしょに『ポジティブ』に行こうと思うの」

和夫「太郎は何と言っている？」

良子『『わかった』って』

和夫「そうだね、行かせてみよう。ところで、この前、保険会社から書類が送られてきていたね」

良子「何だか難しくて」

和夫「きっと損害賠償についてだろうね。専門家に相談したほうがよさそうだね」

良子「でも、弁護士といってもいろんな人がいるんでしょう。信頼できる弁護士さんをどうやって探せばいいのかしら」

和夫「弁護士会のなかに、**日弁連交通事故相談センター**というのがあるって、そこでは無料で相談にのってくれるみたいだよ。本人が相談できないような場合、親族であれば代わりに相談できるようなので、今度行ってみたいよ」

……………

相談担当弁護士「まずは、保険会社から届いた書類を見せてください。……やはり、損害賠償額についての書類ですね。金額が適切であるかどうかは問題となりますが、それは後で確認していくこととして、大きな問題があります。それは、太郎さんが、損害賠償金を受け取って、管理できるだけの判断能力があるかということです。もしそれが難しいようなら、成年後見制度を利用したほうがよいでしょうね」



和夫「成年後見制度？
聞いたことはありませんが……」



〈説明します！〉

太郎さんの交通事故についての**損害賠償請求**は、法的には事故被害者の本人である太郎さんにしかできません。太郎さんが成人しているからです。未成年者なら親権者が法定代理人として請求するところです。ところが、事故被害者である太郎さんの判断能力が低下しているときは、損害賠償請求するときも、法的に不利な状況になることが予想されます。たとえば、交通事故の示談交渉に際して、太郎さんに不利な示談をしてしまうことが考えられます。特に、若年者が高次脳機能障害を受傷した場合、高額な損害賠償金を請求できるのに、その機会を失うことにもなりかねません。法的な知識がない家族に頼る場合も、同様です。

交通事故などによる脳外傷に関する損害賠償を請求するには、弁護士にとっても難しい法的・医学的な問題があるので、専門医を選ぶのと同じように、高次脳機能障害に関する法律の専門家を探す必要があるでしょう。

その際、**成年後見制度**を利用するように勧められることが多いと思われます。高次脳機能障害は、ほとんどの日常生活ができる場合であっても、ある特定の行動に支援が必要なこともある障害だからです。しかも特定の行動は、一人一人違ってきます。このような場合には、後見類型だけでなく、保佐類型や補助類型も利用することを念頭において、本人の自己決定を尊重しながら本人を支えることが重要です。

また、成年後見制度を利用しようとするときは、太郎さんの意見を十分に聞くことが大切です。特に、本人の支援に必要な代理権や同意権が、本人のためになるということを、太郎さんが理解することが必要です。このとき、全面的な代理権は本人の人権を侵害してしまう場合もあることに注意すべきです。本人に必要なだけの最小限度の代理権で本人を支援する、そういう配慮が本人の自立を促進します。

日弁連交通事故相談センター（本部）
【受付日】月曜日～金曜日 【電話番号】03-3580-1892
【相談時間】10:00～12:00 13:00～15:30

◇ 【支援のためのチェックポイント】 ◇
◇ 損害賠償請求の手続 成年後見制度 ◇

〈 エピソード 4 〉

交通事故の賠償金についてはひとまず弁護士からの連絡を待つこととなり、少し肩の荷が降りました。ただし、その間に、成年後見の利用について考えなければならないという宿題ももらいましたが……。良子は、インターネットで成年後見について調べてみました。そうすると、地元の社会福祉協議会に**成年後見センター**というところがあるとわかりました。

さて、退院してから半年ほど経ちましたが、夜遅くまでテレビを見たりインターネットに熱中するという太郎の生活はあまり変わりません。昨日、太郎宛に宅配便が届きました。良子が受け取って太郎に渡すときに「これ、なあに？」と聞いたのですが、太郎は「よくわかんない」と言って、でも荷物は受け取りました。良子は「頼んでいないものなら返していいのよ」と言いましたが、太郎からの返事はありません。今日もまた2つ、荷物が届きました。送付元の会社の名前をインターネットで調べてみると、どうやらインターネット通信販売をしている会社のようでした。太郎は、荷物を渡すと受け取るのですが、封も開けないまま積んでいるだけです。

良子は、会社から帰ってきた和夫と相談して、まずは太郎と話をしてみました。届いた荷物については「知らないけど送られてきた」と言いますし、「何を買ったの？」と聞いても「わかんない」と言うだけです。和夫と話をして、「やっぱり成年後見というものを利用したほうがよいのかな」ということになりました。

次の日、前に調べた**成年後見センター**に電話をして、事情を話したところ、「そういうことでしたら、お近くの専門家を紹介します」と言われ、山本さんという司法書士を紹介されました。良子は山本さんに電話をして、和夫も都合のよい土曜日に山本さんの事務所を訪問することにしました。

山本さんに状況を説明したところ、「そうですね、それは心配ですよ。成年後見を利用したほうがよさそうです。成年後見用の診断書をとって見たらどうですか？」と言われました。

和夫と良子は、家に帰って太郎と話をしました。太郎は、最初はめんどくさそうに、話を聞いているのかどうかもわからないくらいでしたが、「山本さんがね……」「田中さんが……」などと言っているうち、その人たちが自分のことを助けてくれると思ったようで、成年後見を利用することに賛成しました。月曜日、良子は山本さんにそのことを連絡しました。

〈 説明します！ 〉

「財産管理がうまくできないようだ。本人が金銭トラブルにあうのでは」という心配を家族が持つこともあるのではないのでしょうか。

「本人が、財産管理のために少しでも手助けが必要な場合」には、**家庭裁判所**で**補助人**を選任してもらうという方法があります。そのためには、家庭裁判所に**補助開始申立書**という書類を出して審判を受けることになります。また、成年後見のどの類型に当たるかを定めるため、医師の**診断書**も必要となります（診断書の作成は、主治医にお願いするのがよいでしょう）。この申立てについては、難しい点もありますから、専門家の助けを借りるとよいでしょう。

家庭裁判所で、太郎さんに補助人を選ぶための手続には「太郎さんの同意」が必要です。補助は、ほとんどの行動については自分で行うことができ、一部についてのみ支援が必要な場合に利用される制度なので、支援が必要な場面においても本人の意思を大切にするため、太郎さんの同意が必要となっているのです。

同意してもらうこと自体が難しい場合もあるでしょうが「（補助人をつけることで）太郎さんにもメリットがある」ということを説明して納得してもらうとよいでしょう。

家庭裁判所が補助開始の「審判」（家庭裁判所の判断）をして、2週間が過ぎると、審判が確定することになります。和夫さんが「補助人」に選ばれると、和夫さんはあらかじめ申し立てられた範囲の中で、**同意権（取消権）**を持つこととなります。また、**代理権**も持つことができます。

この同意権（取消権）は、本人が補助人の同意を得ないでした契約を取り消すことができる、というものです。取消権を持つことにより、補助人が「契約を取り消します」という意思表示した場合、その契約は最初からなかったこととなります。

- 〃 【支援のためのチェックポイント】
- 金銭トラブル 生活上のインシデント（予期せぬ出来事）
 - 成年後見（補助）の申立てと本人の同意
 - 補助人（成年後見人）の役割

〈エピソード 5〉

ある日、太郎の勤めていた会社の渡辺さんから連絡がありました。「今後のことについて話したいので、一度会社に来てほしい」と言うのです。良子は、長期間休んで、高次脳機能障害という状態になったことで、会社をやめされるのではないかとドキッとしましたが、渡辺さんの話では、復職の時期などについて相談したいということでした。太郎は出かけていたので、「太郎から電話をさせます」と言って電話を切りました。そして、太郎が帰ってきてから「今日、会社の渡辺さんから電話があったんだけど」と言って、復職の話をしたところ、意外にも太郎は、早く会社に戻りたいというのです。「ネットで何を買ったかも覚えていないのに、仕事ができると本気で思っているの？」良子は思わず大きな声を出してしまいました。「何もすることがないから、つい買い物をしてしまうんだ。そんなこと忘れてたって仕事とは関係ない」と太郎。仕事から戻った和夫も交えて、話し合いをしました。

和夫「会社の規則では、まだ休めるそうじゃないか。もう少しリハビリをして良くなってから戻ったほうがいいんじゃないか？」

太郎「早く戻らないと、みんなに置いていかれてしまう。仕事の感覚を早く取り戻さないと……」

良子「でもね、自分がやったことすら覚えていないのよ。大丈夫？」

太郎「知っている人もいて、知っている仕事をするんだから大丈夫さ」

太郎は、まだ自分の状態がわかっていないようでした。

和夫「すぐに疲れるってよく言ってるじゃないか。少しずつ復職できる方法はないのかな。相談員の田中さんならいいアドバイスをくれるかもしれない」

三人は、田中さんに相談してみることにしました。

田中「太郎さんのお気持ちはお察ししますが、ご両親がおっしゃるように、すぐに復職するより、もう少し時間をかけたほうがよいかもしれませんね。仕事をするための訓練機関もありますし、会社側も、もしかしたら職場復帰プログラムというものを用意してくれるかもしれません。大事なことは、太郎さんの状態を職場の人によく知ってもらい、働きやすい環境を用意してもらうことです」

太郎は、訓練機関について興味を持ったようで、和夫と良子はホッとしました。会社には、今の状態を説明して、復職はもう少し待つてほしいこと、もし対応しなければならぬことがあれば和夫まで連絡してほしいことを伝えました。

〈説明します！〉

高次脳機能障害の方は、日常生活では特に支障がなくても、仕事がかんたかなくないことがあります。職場では、正確な記憶、とっさの判断、スピード、応用力、集中力などが必要になりますが、これらの能力は、普段の生活ではあまり必要とされないことが少なくないからです。

職場で、やる気がない、不真面目と言われ、精神的に追い詰められる人も中にはいます。そのようなことを避けるためには、本人の努力や訓練だけではなく、職場の理解と環境調整（合理的配慮：障害がある人が生活していくうえで障壁となるような設備・制度・考え方などを取り除くための方策をとること）も重要となります。

この支援をしてくれるところとして、公的な相談機関や訓練機関では、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、障害者職業能力開発校、ハローワークの専門相談部門などがあります。直接職場に出向いて、仕事がかんたかするように助言や指導してくれるジョブサポーターやジョブコーチという人もいます（復職の場合、産業医や上司、人事担当者と相談することも必要です）。

これらのような機関を利用しながら、どのような仕事がかんたかなくなったのか、どのような能力があり、それをどのように活かしていけばよいのかなどを職場に伝え、本人に合った仕事内容で、新たに就職したり、復職という形で社会参加をすることは、本人の自立につながりますし、本人の自尊心を高めることにもなります。

障害のことを職場に話すと、辞めさせられるのではないかと心配する人もいますが、労働基準法は、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものと無効とする」と定めています。解雇の理由が「社会通念上相当」であるかが問題となります。

また、障害者雇用促進法では、「事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有する」と定めて、障害者の雇用を積極的に勧めています。なお、障害者雇用率の関係で、障害者手帳があったほうがよい場合もあります。

◇ 【支援のためのチェックポイント】 ◇
◇
◇ 復職支援 合理的配慮 障害への理解 ◇
◇

〈 エピソード 6 〉

良子「太郎宛てに宅配便で絵が送られてきたんだけど」

太郎「うん、この間、歩いているときに声をかけられて見に行った絵がよかったし、『この人は必ず日本の代表的な絵描きになる』と言われたから、買って来た」

良子「大きな絵ねえ。あら、支払いの明細書も入っているわよ。クレジットで払ったのね。はい。どれくらいするものなの？」



太郎「さあ」

良子「さあって、買うときに値段を見ていないの？ 請求書見せて。100万円!?!」

太郎「ああ、そう」

良子「ああそうって、100万円よ！ 太郎！ ちょっと待って！」

太郎は部屋に入ってドアを閉めてしまいました。良子は気を落ち着かせて、どうすればよいかを考えているうちに「山本さんに相談しよう」と思い付きました。

山本「和夫さんが補助人になっていて、10万円以上の買い物をする場合には補助人の同意が必要だということになっています。和夫さんは同意していないでしょうから、補助人として取り消すことができます。ただ、取り消す前に太郎さんとよく話し合っ、なぜ取り消すのかを理解してもらったほうがいいでしょう。また、太郎さんがどうしても取り消したくないというのであれば、太郎さんのために取り消さないほうがいいのかもあります。それから、100万円したという絵の画家の名前を教えてください。それだけの価値があるものかどうか、調べてみます」

その夜、和夫、良子、太郎は、絵のことについて話し合いました。太郎は、昼間言っていたことと違って「よくわからないうちに送られてきた。いらない」と言います。和夫は、太郎が絵を買ったことは知りませんでした。話し合いの結果、取消しをすることに太郎も賛成し、どうすれば取り消すことができるのか、良子と補助人である和夫が山本さんに相談することになりました。

相談に行く道々、良子は、取消しをすることに太郎が本当に納得していたのか不安になり、山本さんの言ったことを和夫に話しました。

和夫「たしかに、何でも取り消すのは、太郎としては面白くないだろうね。でも、100万円という金額は大きすぎるよ。今回は、太郎も納得していたようだし、しっかり話し合いをしたから、大丈夫じゃないかな。難しい問題だね」

山本さんの事務所に着くと、山本さんは、「普通のギャラリーでは、同じくらいの絵が5万円で売られていました。悪質商法の1つですから、取り消したほうがよいでしょう」と言い、その場で手続をすることになりました。補助人である和夫が絵の販売会社に電話をかけ、理由を説明して、取り消すことを伝えたところ、販売会社は「わかりました」と答えました。絵は、その会社が引き取りにくることになりました。また、山本さんは、念のためといって、販売会社とクレジット会社の両方に書面を送っていました。山本さんは、「これでこの問題は解決ですね。面倒な手続をしなければならぬこともあるんです」と言っていました



〈 説明します！ 〉

消費者被害は、本人に被害者意識がない場合も少なくありません。ましてや後遺症により判断力が十分でなくなると、親族にとっては「消費者被害にあうのでは」という心配が増えてしまうのも無理もないところです。

本人が消費者被害にあうことを防ぐ一つの方法として、家庭裁判所で手続をして親族が補助人となることについては、すでに説明したとおりです。

補助開始の申立てにあたっては、あらかじめ「財産管理のどのような部分につき、補助人が同意権や代理権を行使できるようにするか」を決めておく必要があります。補助人が何でも手助けするとなると、太郎さんの自由な意思決定を妨げることになりかねないからです。具体的には、たとえば「5万円以上の商品を購入するには補助人の同意を要する」などと決めておくことになります。

補助人のもつ同意権と取消権はセットになっているので、補助人となった和夫さんは、あらかじめ決めておいた額以上の取引を取り消すことができます。もっとも、補助人である和夫さんが取り消す場合は、太郎さんの同意を得たほうがよいでしょう。また、消費者被害にあったり、あいそうな場合には、**消費生活センター**に相談したり、社会福祉協議会や成年後見の専門職に相談することが大切です。

＜ 【支援のためのチェックポイント】 ＞

消費者被害 専門職とのかかわり 消費生活センター

〈エピソード 7〉

絵画を買う契約を取り消すことができ、ひと安心です。今回のことをいい経験として、和夫・良子・太郎は、今後の太郎の生活について話し合いをしました。生活していくために働くということ、太郎がインターネットでいろいろな買い物をしていること、お金の使い方、太郎の自立した生活に向けて……。その場で解決策が出てくるようなことだけではありませんが、話し合いを重ねることで、少しずつ前に進んでいっているような気がします。小川さんの「ポジティブに」という言葉が良子の頭に浮かびました。太郎から教えられることもあります。和夫も良子もインターネットはあまり使ったことがなかったのですが、今回のことをきっかけに、太郎と一緒に、インターネットでどんなものが売られているか、どんなしくみになっているかを見たり、高次脳機能障害や成年後見制度についての説明を読んだりもしました。

最近、太郎は、リハビリと家族会「ポジティブ」に通っています。太郎だけでなく、ポジティブにいる人に何かトラブルが起きたときには、山本さんや田中さんに相談して解決することもありました。和夫も、補助人として行動することに慣れてきたようです。この間は、補助人になって3カ月目、初めて家庭裁判所に報告書を提出しに行ってきました。報告書を書く際には、やはり山本さんに相談しました。

太郎の目下の課題は、復職を果たして自立した生活を送ることです。将来の不安はありますが、小川さんや家族会の皆さんのようにポジティブに行こうと思います。

〈説明します！〉

絵画を買う契約を取り消すことができ、本当に良かったですね。ところで、成年後見制度を利用すると、すべての契約に取消権を使うことができるのでしょうか。

民法9条では、「成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他の日常生活に関する行為については、この限りでない」と規定されています。すなわち、日常生活に関する行為については、最も大きな権限をもつ成年後見人も、取り消すことはできないのです。この規定は、自己決定の尊重、ノーマライゼーションの理念から、日常の契約については、成年後見人の取消権の範囲外としたものです。保佐人の同意権にも適用されますし、補助人が同意権を持

つ場合にはこの趣旨を尊重する必要があります。

補助人である和夫さんは、このような制限があることに注意しながら、太郎さんの自己決定を尊重し、嗜好に配慮しつつ、太郎さんの生活にかかわるさまざまな契約、余暇活動や趣味に関する契約などの法律行為を行うことが職務となります。

それでは、「自己決定の尊重」とはどのようなことでしょうか。1990年にパリで開催されたILSMH（国際知的障害者連盟）の第10回大会で、スウェーデンの知的障害者たちは「私たちが知的障害者であることを認めよう。わからないときには教えてほしい。でも、決定するのは私たちであることを忘れないでほしい」と主張しました。親や後見人などの支援者が判断することよりも、本人が主観的に決定することが重要であることを示したのです。この主張を前提として、周囲の人は本人の意思決定を支援する役割を担う存在であるべきだという潮流が生まれ、2006年に国連で採択された障害者権利条約においても、このような規定が盛り込まれています。

この**意思決定支援**は、本人が自分の思いを安心して実現できるように支援を行うことであるともいえます。ただ、どうしても本人自身が決定することができないために、本人に代わって家族や第三者(周囲)が意思決定をする場合は、本人にとっての**最善の利益(ベスト・インタレスト)**を考えて決定する必要があります。

太郎さんは、高額な絵画を購入しましたが、良子さんの発見で、和夫さんと一緒に考え、一緒に悩んで、このままインターネットで買い物を続けたらお金がなくなってしまうとイメージすることができました。また、和夫さんと良子さんは、太郎さんからインターネットの情報検索の方法について情報を得ることもできました。息子を認めることが必要だということを、補助人という立場に立つことによって確認できたといえます(被補助人への**エンパワメント**)。また、第三者専門職の山本さんの助言が補助人としての和夫さんを支援しています。和夫さんはその後も山本さんと連絡をとり、困ったときには相談しています(補助人への**エンパワメント**)。このようなさまざまな働きかけのもとで、太郎さんは精神的安定を取り戻し、自らリハビリテーションを受けること、「ポジティブ」に通うことを決めました。

- ✓ 【支援のためのチェックポイント】
- 意思決定支援 最善の利益 エンパワメント
 - 支援者への支援 ベスト・インタレスト

◆資料1－2010年成年後見法世界会議「成年後見制度に関する横浜宣言」より

4 (成年後見人の行動規範)

特定の時に特定の意思決定を行う能力を欠くすべての成年者は、意思決定過程において他に支援や代理を得ることができない場合には次のような資質を有する後見人を持つ権利があることを、更に宣言する。

- (1) 本人に代わって意思決定を行なう際には適切に注意深く行動する。
- (2) 公正かつ誠実に行動する。
- (3) 本人の最善の利益を考えて行動する。
- (4) 本人に明らかな危害が及ばない限り、本人の要望、価値観、信念を事前知ることができ、または推認することができるときには、それらを最大限に尊重し、遵守する。
- (5) 本人の生活に干渉する場合は最も制約が小さく、最も一般化された方法にとどめる。
- (6) 本人を虐待、放棄、搾取から守る。
- (7) 本人の人権、市民権を尊重し、これらの侵害に対しては常に本人に代わってしかるべき行動を取る。
- (8) 本人の権利である年金、社会福祉給付金、福祉サービスなどを本人を支援して積極的に取得させる。
- (9) 後見人という立場を私的に利用しない。
- (10) 本人と利害対立が起きないように常に配慮を怠らない。
- (11) 本人が可能であればいつでも独立した生活を再開できるよう積極的に支援する。
- (12) 本人が、あらゆる意思決定過程に最大限参加できるように支援する。
- (13) 本人の参加を奨励し、本人のできることは本人にまかせる。
- (14) 正確な会計記録を付け、任命権者たる裁判所あるいは公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する。
- (15) 任命権者たる裁判所あるいは公的機関より付与された権限の範囲で行動する。
- (16) どのような形態の後見が継続して必要であるかについて定期的に見直しをうける。

3. 新たな成年後見制度の可能性

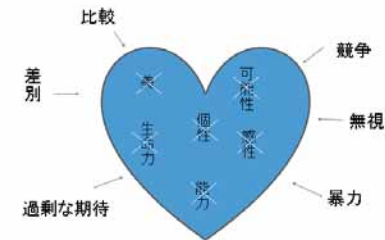
現行成年後見法の枠内にとどまることなく、常に新しい理念を求めてさらなる発展の可能性を模索すべきである。

- (1) (2) (略)
- (3) 交通事故被害者等の高次脳機能障害者が成年後見制度を殆ど利用していない現状を改善するために、新たな立法によって高次脳機能障害者が成年後見制度を利用しやすくするための方途を講じるべきである。

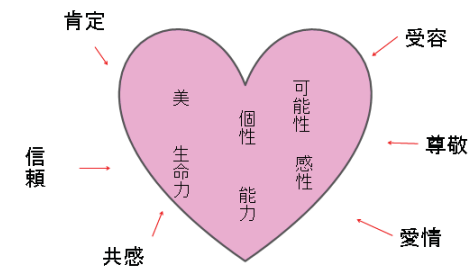
◆資料2－エンパワメントとは：

- 誰でも潜在的にもっているパワーや個性を再び生き生きと息吹かせること
- 権利侵害の中で閉じ込められている自分の思いを表すような支援

本来の私が傷ついてしまっている



本来の私



森田ゆり「エンパワメントと人権」より一部修正

ストーリー2 <脳血管障害で高次脳機能障害に！>

<エピソード1>

「山本一郎さんの奥様ですか。こちらは大阪市の御堂筋病院です。ご主人が先ほど救急車で当病院に搬送されてきました」

この電話が長い道のりの始まりでした。一郎は広告代理店の部長ですが、出張先の大阪のホテルで倒れてしまったのです。一命は取り留めましたが、診断の結果は脳梗塞でした。幸い経過は順調で、2週間ほど入院した後、リハビリを受けるために自宅近くの蒲田第二病院に転院することができました。入院中に、病院の医療ソーシャルワーカーが、介護保険を利用する手続をして、要介護2という認定が出ました。リハビリのおかげで身体の機能も少しずつ回復し、自宅で生活しながら経過を見ることになりました。退院のとき、作業療法士の中村さんから、

「自宅でも、何かあったら相談してくださいね」と言われました。

退院後、一郎はリハビリのために病院に通う日々です。ところが、自宅で生活していると、以前とは人が変わったような言葉遣いや振る舞いをしたり、病院に行こうとしても一人では駅への道がわからなくなったりするなど、「どうしたんだろう」ということがよくありました。

半年ほど過ぎた頃、中村さんから、病院でのリハビリは6カ月で終了になること、これからは介護保険を利用して介護施設（デイケア）でのリハビリをしたほうがよいという説明を聞きました。花子は、一郎のためにデイケアを探してきました。ところが、リハビリの初日、一郎は帰ってくるなり「もう二度とあんなところには行かん！」と強い口調で言うのです。理由を聞いてみると、「年寄りばかりの中に、なぜ私がいなければいけないんだ」とか「私は認知症ではない」と言うのです。

リハビリでお世話になった作業療法士の中村さんに、以前から「どうしたんだろう」と思っていたことも一緒に尋ねてみたところ、「身体の機能は順調に回復していますが、そういった症状が出ているとすると、高次脳機能障害かもしれません」と言われ、もう一度受診することになりました。診断の結果は、「高次脳機能障害」でした。中村さんは、高次脳機能障害について説明をすると、「この病院ではリハビリはできますが、福祉的な支援については高次脳機能障害支援センターが専門です。相談してみてください」と言うので、センターに行ってみることにしました。



<説明します！>

高次脳機能障害とは、記憶力や、注意力、遂行機能が低下したり、社会的な行動がスムーズにできなくなる障害です。高次脳機能障害は、さまざまな原因によって起こります。交通事故などで脳が外傷を受けた結果、脳の一部が損傷したことによって生じる場合もありますし、脳梗塞のような脳血管障害が起きたために脳の一部が傷害されて生じる場合もあります。一見しただけでは社会生活を送ることができているように見えることもある点で気づかれにくい障害なのですが、本人の近くで生活をしている家族などが、「以前ならこんなことしなかったのに」「人が変わったみたい」とに感じることもあり、そういった変化によって家族や友人・知人、職場の人たちが戸惑い、周囲も本人もストレスを抱え、その結果、人間関係が悪化したりすることもあります。

一郎さんのように、脳血管障害が起こった後、「変だな」と感じるようなことがあったら、高次脳機能障害なのかどうかを専門の医師に診断してもらいましょう。高次脳機能障害であることがわかれば、必要なリハビリや支援につなげることが可能になるからです。

そして、高次脳機能障害であることがわかったら、**高次脳機能障害支援センター**に相談しましょう。このセンターは、各都道府県に設置されており、高次脳機能障害についての専門的な相談・支援を行うために、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、心理技術者がいますから、高次脳機能障害についてわからないことがあれば聞いてみたり相談することができます（本書末尾にリンクを張っています）。このセンターに相談して、必要があると判断されれば、医療・福祉・法律など、他の専門機関へつないでくれます。なお、これらの専門職には相談内容の秘密を守らなければならない義務がありますので、相談内容等が他人に知られることはありません。

高次脳機能障害は、適切なリハビリや支援を受けることで**回復**することが少なくありません。ただし、そのためには専門家のかかりが必要で、困りごとを抱え込むことなく、さまざまな専門家の協力を得ながら、本人と周囲の人の生活をよいものにしていきましょう。

<【支援のためのチェックポイント】>

高次脳機能障害 高次脳機能障害支援センター リハビリ

〈 エピソード 2 〉

作業療法士の中村さんに教えてもらったとおり、高次脳機能障害支援センターに行ってみました。一郎と花子が住んでいるところからは1時間ほどかかるようです。「もっと近くにあればいいのに」と花子は思いながら電車で揺られていました。

小林「こんにちは。高次脳機能障害支援コーディネーターの小林です。作業療法士の中村さんからお話はうかがっています」

花子「よろしくお願いします。高次脳機能障害という言葉もこのあいだ聞いたばかりで、何もわからないので、ご迷惑をおかけします」

小林「いえいえ、そのためにこのセンターがあるので、わからないことがあれば何でも聞いてください。できる限りお力になりますから。一緒に支援の方法を考えていきましょう」

小林さんには、丁寧に話を聞いてもらいました。花子は、この間の大変だったことやグチなどをとりとめもなく話しました。小林さんは、それをうなずきながら聞いてくれます。話し終わると、花子は、気分がすっきりとしたように感じました。

小林「大変でしたね。これからは、一人で抱え込まないで、私でもいいですし、同じような立場の人が集まった家族会もありますから、何でも言ってくださいね。それでは、ご主人の場合にどんな支援が受けられるか、説明しましょう」

最初に、障害者手帳の取得について、高次脳機能障害の場合は、その症状の発症・受傷の時期により手帳の所得ができることが説明されました。

ただ、一郎は、自分は精神障害者ではないと手帳の取得には納得しませんでした。小林さんは、障害の受容には時間が必要であること、「時間をかけて具体的な提案をしていくことが必要ですよ」と花子さんを支えてくれました。

数日後、一郎の友人の加藤さんが、家族と一緒にハイキングへ行こうと誘ってくれました。加藤さんは、これまで何度も病院に見舞いに来てくれていました。夫の小学校時代からの旧友です。高次脳機能障害について、花子は加藤さんに思い切って相談してみました。小林さんから説明を受けたことが、話すきっかけとなったようです。家族からは本人に言えないことや、本人も家族から言われたくないこともあるかもしれません。今後、加藤さんの存在は、家族にとっても大きな力になっていくのではないのでしょうか。

〈 説明します！ 〉

高次脳機能障害者が福祉サービスを利用するには、高次脳機能障害という診断書が必要です。これによって障害者総合支援法のサービスを利用することができます（念のため、自治体に確認したほうがよいでしょう）。福祉サービスを利用できるということは、介護保険のサービスに加えて、一郎さんの状況にあったサービスも利用でき、選択肢が増えるということです。ただし、どのようなサービスがあり、どれが必要なのかという判断は難しいものです。そこで、本人の支援をする高次脳機能障害者支援コーディネーターの小林さんと一緒に考えることとなります。

家族会では、高次脳機能障害の方や、その家族が、困っていることをお互いに話し合い、癒し合い（ピアカウンセリング）、情報を交換・共有し、相互支援により、自助機能（セルフヘルプ）を高めることで、共通の目標に向かって連帯し、行動することをめざしています。この場に参加することで、高次脳機能障害者のサポーターとして家族が重要な役割を果たすことや、家族が高次脳機能障害を理解していくことの大切さに気付かされるでしょう。

就労支援という課題もあります。高次脳機能障害者への支援においては、就労への支援が密接に関係してきます。なぜ、一郎さんは帰ってくるなり「もう二度とあんなところには行かん！」と強い口調で言ったのでしょうか。ある日突然「働く生活」から引き離された一郎さんの目標が、「再び働くこと」にあるというのも、その一つの理由ではないでしょうか。そしてそれは、自分の可能性を信じているということなのではないでしょうか。高次脳機能障害は、思いがけない病気や事故によって突然に起きるものです。そのため、本人にとっても、以前との違いを理解し、受け止めるのに時間がかかります。まずは、そのような心情を十分に理解することが必要です。そして、本人のこれまでの生活や人生観などを尊重するようにしましょう。

高次脳機能障害は何年もかけて緩やかに回復していきます。病院でのリハビリが終了した後も、家庭や地域での生活、通所や作業所等の活動がリハビリの場となります。地域のイベントに参加したり、旅行に行ったりすることもよいでしょう。

〓 【支援のためのチェックポイント】 〓
〓 □利用できる福祉制度 □第三者への相談 □復職 〓

〈 エピソード 3 〉

ある日、加藤さんから電話がありました。電話に出た花子に、先日のハイキングのことを話した後で、「ところで、先日、山本さんから、会社の運転資金のために必要だからと言って借金を申し込まれたのですが、奥様をご存知ですか」と言うのです。花子は全く知らなかったもので、「夫に聞いてみます」と言って電話を切りました。帰ってきた一郎に聞いてみると、一郎は「加藤くんには会いに行っただけで、何を話したか、よく覚えていないなあ」と言うだけでした。ただ、そのときのことを思い返すために話をしている中で、一郎は「近所の新井さんにたまたま会ったから、財布の中にあっただけのお金をあげてきたよ」と言うのです。花子は驚いて「どうしてあげたの？」と聞いたのですが、一郎は「だって、いつも仲良くしてもらってるじゃないか」といって気にもとめません。もちろん、以前では考えられないことです。加藤さんの借金にしても、会社の部長であるとはいえ、運転資金を個人的な友人である加藤さんに借りる必要などないでしょうし、まして一郎はいま会社に行っておらず、会社から連絡があるわけでもないのです。とにかく、一郎がこれから同じことをしないようにするための方法を考えなければなりません。花子は小林さんに相談することにしました。

小林「わかりました。それでは、ご自宅の近くに事務所を構えている、社会福祉士の吉田さんを紹介します。近くに支援してくれる人がいたほうがいいでしょう。高次脳機能障害についてもよくご存知なので、力になってくれるはずですよ」

小林さんは、その場で吉田さんに電話をかけてくれました。そして、話し合った結果、吉田さんが山本家を訪問し、一郎と話をしてみることにしました。

吉田「小林さんからお話を聞きました。一郎さんの行動から考えて、**成年後見制度**を利用することが必要だと思います。利用に向けて、申立てをするための診断書をとってみてはどうでしょうか」



〈 説明します！ 〉

高次脳機能障害者を支援する方法の1つとして、成年後見制度が有効だといわれます。成年後見は、補助・保佐・後見という3つの類型に分かれます。補助は、同意権・代理権をすべて自由に設定できるしくみになっています。保佐は、同意権に

ついては重要な取引行為についてあらかじめ設定されており、さらに必要な同意権についても設定することができ、代理権については自由に設定できます。本人を守る必要性が高い場合には、補助よりも保佐のほうが有効だといえるでしょう。後見は、原則としてすべての行為について後見人は代理権・取消権を持ちます(→P 2)。この支援は、家族だからといってできるものではなく、成年後見制度によって定められた**後見人(補助人、保佐人、成年後見人)**しかできません(家族が後見人になることもできます)。ただし、日常生活に関する行為については、保佐や後見であっても本人が自分ですることができ、後見人は取り消すことができません。後見人は、一郎さんの財産の状況を把握して大きな問題が起らないようにし、高額の取引や重要な財産に関する契約をするときに代理権や同意権によって支援をします。

今回は、加藤さんから連絡をもらうことができ、借金の申込みをしたことがわかったので、事前にとりやめることが可能でした。しかし、相手有加藤さんではなくて貸金業者だったら、一郎さんは多額の債務を背負うことになります。こういったとき、後見人は、その借金をする契約を取り消すことができます。また、新井さんにあげた(贈与)という金額が高額なものであれば、それも取り消すことができるでしょう。高次脳機能障害者は、以前では考えられないような行動をすることがありますから、周囲の人たちは、さまざまな事態を想定しておく必要があります。

成年後見制度を利用するには、**家庭裁判所に申立て**をしなければなりません。申立書は、家庭裁判所に行けばもらうことができます。申立てをするときには、さまざまな書類が必要になりますから、それらを用意して申し立てるようにしましょう(申立てを弁護士・司法書士に依頼することもできます)。申立てに必要な費用としては、補助の場合には8,000円程度かかります。保佐・後見を利用する場合には鑑定が必要となることもあり、その場合には鑑定費用(5万~10万円前後)も必要です。また、後見人を専門家に依頼する場合には、後見人に対する報酬(事案によって変わりますが、目安として月額3万円程度)も必要になります。これらの費用(特に後見人の報酬)を負担するのは大変だと思うかもしれませんが、いつでも専門家に相談できると考えれば、心強いのではないのでしょうか。

〓 【支援のためのチェックポイント】 〓
〓 高次脳機能障害の特徴 成年後見利用の手続 財産管理 〓

〈エピソード 4〉

吉田さんに、成年後見制度や手続のことを教えてもらいながら、花子は書類を作成し、家庭裁判所に申立てをしました。3カ月後、**保佐の審判**が出て、花子が保佐人になりました。家庭裁判所から、保佐人は、銀行との取引などの財産上の行為について**同意権（取消権）**があること、一郎が花子の同意なしにした行為については取り消すことができること、必要になったときには過程裁判所に申し立てて代理権をつけてもらうこともできること、などの説明を受けました。吉田さんに保佐人になったことを話したところ、「わかりました。何かあったらいつでも連絡してください」と言ってくれました。相談できる先があるというのは心強いものです。銀行に保佐人としての届出をしたり、行政に保佐人となったことを連絡したりするうちに、日々が過ぎていきました。

ある日のこと、花子の携帯電話に電話がありました。「山本一郎さんの奥様ですね。多摩川交番の者ですが、ご主人が今こちらにいらっしゃるので、ご足労願えませんか」

花子が慌てて交番に行くと、一郎が奥の部屋に座っていました。怪我をした様子もないので、花子はホッとして、警官から事情を聞きました。通行人のたばこの投げ捨てを見とがめた一郎がいきなりその人を怒鳴りつけたことがきっかけとなって激しい口論となり、周りにいた人が心配して通報したということでした。警官が間に入ってとりなしたところ、相手の人も「タバコを投げ捨てた自分も悪かった」と言って、帰っていったそうです。一郎は、相手の人がいなくなると急に静かになり、花子が着くまで奥の部屋で座って待っていたということです。



たしかに、一郎は以前から不正に対しては厳しい意見を持っていましたが、だからといっていきなり相手を怒鳴りつけるなどということはありませんでした。「感情をうまくコントロールできなくなっているのかもしれない」と花子は思いました。今回は怪我もせず済んでよかったのですが、今後はこういったきっかけで暴力沙汰になる可能性もあって心配ですし、誰かに怪我をさせたりしたら大変です。花子は、警察官に、一郎が高次脳機能障害であること、高次脳機能障害の特徴、花子が保佐人としてついていることなどを話し、何かあったら花子に連絡をくれるようお願いしておきました。



〈説明します！〉

一郎さんは、記憶力や判断力が十分ではないため財産の管理をすることに不安があったことから、成年後見制度（保佐）を利用することにしました。日常生活を共にしている花子さんが保佐人となり**金銭管理**をすることで、花子さんは、保佐人として、一郎さんという人の財産を管理するという役割を担います。さらに、一郎さんの生活を支援する（**身上監護**）という大切な役割もあります。このとき、保佐人である花子さんは、自分の財産と一郎さんの財産とを分けて考えることに注意する必要があります。たとえば、花子さんの生活費をすべて一郎さんの財産でまかなうことや、リフォームをしたり車を買う場合に一郎さんの財産からすべて支出することは、保佐人としては適切ではありません。もし、一郎さんの財産を花子さんや家族のために使う必要が生じた場合には、家庭裁判所に相談する必要があります。

一郎さんは、感情のコントロールがうまくいかないようです。そのため、タバコのポイ捨てに対して、急激な怒りの感情にかられました。以前なら抑制できていたのですが、今回は、相手を怒鳴りつけるという行動をしました。以前はできていた感情のコントロールが難しいということも、高次脳機能障害の特徴です。

ところで、このようなトラブルがあるからといって花子さんが、一郎さんと24時間行動を共にするのは難しいことです。ですから、一郎さんが生活するさまざまな場面で、一郎さんを受け止め、的確な対応をしてくれる支援者が必要となります。この支援者の輪を広げていくことで、一郎さんを取り巻く支援ネットワークを作り上げるのも、保佐人の役割です。たとえば、交番の警官に一郎さんと高次脳機能障害について理解してもらうことで、同じようなことが起きた場合、警察官はうまく対応してくれるのではないのでしょうか。また、目に見えづらい障害があることを示す「見えない障害バッジ」を持っていると、「気づきにくいけれど障害がある」ことを周囲に伝えることができたり、「高次脳機能障害がある方の安心カード」（日本脳外傷友の会発行）をもっていると、緊急時に支援者に連絡をとったりすることができますから、こういったものを身に付けておくことも考えておくといよいでしょう。

- ✓ 【支援のためのチェックポイント】 ✓
- ☐保佐 ☐財産管理 ☐身上監護 ☐警察との連携
 - ☐後見人（成年後見人・保佐人・補助人）の責務 ☐緊急時の対応

〈エピソード 5〉

ある日、小林さんから郵便が届きました。開けてみると、中には「脳外傷友の会 ポジティブ」の会報が入っていました。同封されていた小林さんの手紙には、「時々、吉田さんからお話を聞いています。家族会の『ポジティブ』というところがあるので、ぜひ一度行ってみてください」と書いてありました。

会報の中に、脳卒中で高次脳機能障害になったという人の奥さんが「私がいなくなったときに不安です」と書かれていました。花子は、一郎が脳梗塞になって以来、毎日を過ごすことに精いっぱい、将来のことを考える余裕はありませんでしたが、言われてみるとたしかにそうです。花子の身体が不自由になって一郎を助けられなくなったり、病気になったりしたら、一郎はどうなるのでしょうか。子どもがいない二人には、遠くに住んでいる花子の妹がいるだけです。もしも花子が先に死んでしまったら……。考えると不安になって、吉田さんに聞いてみることにしました。

吉田「将来のことが心配になるのは無理ありません。今のうちから考えておけば、立派な準備になります。まずは、ご家族のことやご主人の仕事のことをノートに書いておくようにしてはどうでしょうか」

花子は、いろいろなことをノートに書くようになって、自分自身の考えも、一郎の考えていることも、少しは整理できるようになりました。明日は、初めて「ポジティブ」に行くこととしています。

〈説明します！〉

「ポジティブ」のような家族会には、同じ悩みを抱えてきた家族がいます。家族会に参加する大きな効果の一つにピアカウンセリングがあります。ピアカウンセリングとは、当事者同士が集まり話し合うことで、お互いの苦しさ・つらさを分かち合い、助言し合って新しい生き方を作り上げる助けにするものです。また、家族会ではいろいろな役に立つ情報も収集することができ、支援の道が開けます。新しい社会資源の発見にもなります。高次脳機能障害者が利用できるサービスは多くない現状では、今あるサービスを工夫して活用していくことも重要になります。

一郎さんは要介護2です。介護保険のサービスは高次脳機能障害者が誰でも利用することはできません。一郎さんの場合は第2号被保険者（40歳以上65歳未満）ですが、高次脳機能障害の原因が脳梗塞で老化に起因する病気だったので、介護保険

のサービスを利用することができるのです。しかし、介護保険のサービスは、65歳以上の人が多く利用しているので、一郎さんが、「もう二度とあんなところには行かん！」という気持ちになったのでしょうか。花子さんは、家族会で、一郎さんと同じような年代の家族から話を聞くことができました。そこのご主人が、介護保険を利用してデイサービスに通っているというのです。そのデイサービスには、高次脳機能障害を理解している生活相談員がいて、相談にも乗ってくれるということでした。最近ではショートステイも利用できるようになり、家族の負担が減って、本人に対しても優しくできるようになったといいますし、ケアマネジャーや地域包括支援センターの社会福祉士からも助言がもらえるようになり、多くの支援者ができたそうです。花子さんも、利用に向けて一郎さんに相談することにしました。

障害を持っている子を親が支援している場合、親が先に亡くなった後、または病気などのために世話をすることができなくなった後に、その子らしい人生を送れるように支援していくための方法が、大きな問題となります。配偶者においても同じ問題があります（親・養護者なき後問題）。花子さんは、今年の冬に、雪道で滑って転んで骨折し、入院しなければならず、大変な思いをしました。それと同時に、自分に何かがあったときに一郎さんがどうなるのかと考え、不安になりました。

家族会で聞いてみると、自分自身に生じる万一のことに備えるためのエンディングノート、本人が今までやってきたこと、今行っていること、嗜好や望んでいたことなどを他人に伝えるためのつなぐノートがあることを知りました。花子さんは早速その2冊を購入し、気がついたことから書くことにしました。最初は慣れないので書くことが苦痛でしたが、「自分の言葉で、飾らずに書けばいいですよ」と吉田さんから言われ、気が楽になり、日記をつけるように書けるようになりました。書き始めると、今まで知らなかった何気ない一郎さんの様子が何を意味していたのかを理解できたり、専門家に読んでもらうことで一郎さんへの対応のアドバイスをもらうことができたりするなど、新しい発見もありました。自分のことも整理でき、これから夫婦二人で年を重ねていくことが楽しみに思えるようになりました。

✓ 【支援のためのチェックポイント】 ✓
✓ □親・養護者なき後 □支援者への支援 ✓
✓ □つなぐノート、エンディングノート ✓
✓ ✓

【支援のためのチェックポイント一覧】

《あ行》

- 意思決定支援 → 21
- エンディングノート → 33
- エンパワメント → 21
- 親・養護者なき後 → 33

《か行》

- 回復の可能性 → 11
- QOL → 11
- 金銭トラブル → 15
- 緊急時の対応 → 31
- 警察との連携 → 31
- 後見人の責務 → 31
- 高次脳機能障害 → 9, 25
- 高次脳機能障害の特徴 → 29
- 高次脳機能障害支援センター → 9, 25

《さ行》

- 財産管理 → 29, 31
- 最善の利益 → 21
- 支援者への支援 → 21, 31
- 障害への理解 → 17
- 消費者被害 → 19
- 消費生活センター → 19
- 身上監護 → 31
- 生活上のインシデント（予期せぬ出来事） → 15
- 生活の質 → 11
- 成年後見制度 → 13
- 成年後見（補助）の申立てと本人の同意 → 15
- 成年後見利用の手続 → 29
- 専門職とのかかわり → 19
- 損害賠償請求の手続 → 13

《た行》

- 第三者への相談 → 9, 27
- つなぐノート → 33

《は行》

- 福祉制度 → 27
- 復職 → 27
- 復職支援 → 17
- ベスト・インタレスト → 21
- 保佐 → 31
- 補助人（成年後見人）の役割 → 15

《ま行》

- みえない障害 → 9

《ら行》

- リハビリ → 11, 25

【高次脳機能障害支援拠点一覧】

http://www.rehab.go.jp/ri/brain_fukyu/kyoten_list.pdf

【成年後見に関する相談先】

弁護士会（日本弁護士連合会）

http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/organization/map.html

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/search/>

日本社会福祉士会権利擁護センター ぱあとなあ

http://www.jacsw.or.jp/12_seinenkoken/shokai.html

日本成年後見法学会 高次脳機能障害に関する研究委員会

石渡 和実 (東洋英和女学院大学)	古笛 恵子 (弁護士)
井上 直樹 (社会福祉法人大樹会)	酒井 範子 (社会福祉士)
遠藤 英嗣 (蒲田公証役場)	櫻井美智代 (社会福祉士)
遠藤 慶子 (東京医科歯科大学)	佐藤 彰一 (國學院大學)
大貫 正男 (司法書士)	新藤 優子 (社会福祉士)
大輪 典子 (社会福祉士)	隅原 聖子 (精神保健福祉士)
小賀野晶一 (千葉大学)	名川 勝 (筑波大学)
岡本 均 (社会福祉士)	長谷川秀夫 (司法書士)
桑田 優 (行政書士)	水野 裕 (医師)

Special Thanks! 東川悦子さん (NPO法人日本脳外傷友の会)

<http://npo-jtbia.sakura.ne.jp/>

イラスト 柴本礼さん

高次脳機能障害者の親族後見人ガイドブック ver. 01

平成25年10月30日 作成

日本成年後見法学会 高次脳機能障害に関する研究委員会

<http://www.jaga.gr.jp/>